　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　別紙

埼玉県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療

体制確保事業（設備整備）補助金実施要綱の留意事項等について

１　補助対象機関

　○　新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療する医療機関として、県に登録された救急医療・周

　　産期医療・小児医療の次のいずれかを担う医療機関（保険医療機関）が補助対象となります。

　　　この「登録」は事前に行われるものではなく、本事業の交付申請をもって登録となるものです。

　　① 救命救急センター、その他の三次救急医療機関

　　② 二次救急医療機関

　　③ 総合又は地域周産期医療センター

　　④ 周産期協力病院

　　⑤ 小児中核病院

　　⑥ 小児地域医療センター

　　⑦ 小児地域医療支援病院　等

　○　救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れるとして

　　県に登録される医療機関を指します。（ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、

　　受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院へ

　　の転院搬送を行っても構わない。）

　○　すでに「埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金(県医療整備課所管）」

　　の「（5）疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（支援金）」の申請をされ

　　ている医療機関も申請することができます。

２　事業の内容

　○　新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受入れる医療機関に対し、補助金交付要綱に定められた

　　設備を対象に補助金を交付するものです。

　○　国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助金申請とは異な

　　り、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能となっております。

　　　（令和２年４月１日から遡及して適用となります）

３　補助対象経費

　○　それぞれの設備に対して基準額等が定められていますが、その額を超える部分については基本的

　　に自己負担となります。

　　　また、予算の範囲内において事業を行うため、必要最小限の数を申請していただくようお願いい

　　たします。

　○　各補助対象設備の設置工事費は対象経費となりますが、それ以外の工事費等の申請は認められま

　　せんので御注意ください。

　○　検査機器のリース代も補助対象となりますが、令和２年度に係る費用に限ります。

　○　初度設備費

　　・疑い患者を受入れる入院病床の新設・増設に必要とする主に医療用の備品・消耗品が対象です。

　　　既存の病床を転換した場合も「病床を新設・増設」するのであれば対象です。

　　・基準額（上限額）の積算の基は新設・増設した入院病床数ですので、外来だけで対応する場合は

　　　申請できせん。

　○　簡易診療室及びその付帯する備品

　　　テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって新型コロナ

　　ウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室を購入またはリース等で整備した場合に補助対象と

　　なります。

　　　なお、簡易診療室が申請されていないにも関わらず、付帯する備品のみを申請することはできま

　　せん。

　○　消毒経費

　　　疑い患者を受入れした際に、実際に使用した診療室などの施設や機材等に対する消毒経費が対象

　　となります。

　　　なお、申請の際にはすでに受入れた実績や今後の見込額等を踏まえて申請してください。

　○　救急医療を担う医療機関において新型コロナウイルス感染症を伺う患者の診療に要する備品

　　　想定しているのは、救急診療のために交換が必要な備品（ビデオ喉頭鏡等）です。

　　　心臓マッサージ器、超音波画像診断装置及び問診用タブレットなど、診療をサポートする備品に

　　ついては他の補助金（支援金）の活用を検討ください。

　○　その他

　　・別紙１の「イ　添付資料」でカタログ、見積書及びその他参考となる資料を添付することになっ

　　　ています。

　　　交付申請書の提出にあたっては、各医療機関での取組内容を把握したいので、申請する機器の具

　　　体的な使用方法や説明メモ等の提出に御協力ください。

　　・申請書の作成にあたっては、「チェックリスト」の内容を確認いただくとともに、申請書に添え

　　　て御提出ください。